十　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項から一〇の項までを次のように改める。

八	削除
九	削除
一〇	削除

第一項の表一三の項から一六の項までを次のように改める。

一三	削除
一四	削除
一五	削除
一六	削除

十一　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

十二　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六八の項を次のように改める。

六八	削除

十三　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一三の項中「茨城県龍ヶ崎市4201－2」を「茨城県龍ケ崎市4200－3」に改め、同表四八五の項を次のように改める。

485	削除

第一項の表六一〇の項及び六四九の項中「茨城県龍ヶ崎市4201－2」を「茨城県龍ケ崎市4200－3」に改める。

十四　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一一の項中「茨城県龍ヶ崎市4201－2」を「茨城県龍ケ崎市4200－3」に改め、同表二三三の項を次のように改める。

233	削除

第一項の表二七三の項を次のように改める。

273	削除

第一項の表三三三の項を次のように改める。

333	削除

十五　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項中「北緯35度39分41秒東経139度40分07秒」を「北緯35度39分42秒東経139度40分06秒」に改め、同表二四三の項を次のように改める。

243	削除

第一項の表二四五の項を次のように改める。

245	削除

第一項の表二五二の項及び二五三の項を次のように改める。

252	削除
253	削除

第一項の表二五五の項及び二五六の項を次のように改める。

255	削除
256	削除

第一項の表二五九の項を次のように改める。

259	削除

第一項の表二六一の項及び二六二の項を次のように改める。

261	削除
262	削除

第一項の表二六七の項を次のように改める。

267	削除

第一項の表二七三の項を次のように改める。

273	削除

第一項の表二七六の項及び二七七の項を次のように改める。

276	削除
277	削除

第一項の表二七九の項及び二八〇の項を次のように改める。

279	削除
280	削除

第一項の表二八二の項を次のように改める。

282	削除